



# 事故

## 1 交通事故、事件等にあったとき

交通事故等による「第三者加害行為」の場合、当該事故等にかかる医療費等については、本来、相手方(第三者)が組合員に対してその過失割合に基づく損害賠償を行うべきものであり、組合員証を使用する必要はありません。しかし、長期間療養を必要とする場合や組合員にも過失がある場合など、すぐに相手方に負担させることが困難な場合は、共済組合の了解を得て組合員証を使用することができます。

ただし、組合員証を使用することは、共済組合が加害者に代わり一時的に医療費を立て替えるものであり、後日、共済組合は加害者に対して立て替えた医療費を請求することとなるため、組合員は請求に必要な書類を共済組合へ提出しなければなりません。

組合員証を使用しているにもかかわらず、「自分のケガの医療費は自分で負担します。」など共済組合が医療費を請求できなくなる示談を行った場合や請求に必要な書類を提出しない場合は、共済組合が立て替えた医療費を組合員へ請求することとなりますのでご注意ください。

## 2 公務、通勤による負傷や病気

公務、通勤による負傷や病気は、地方公務員災害補償法や労働者災害補償保険法による補償が行われるので、組合員証を使用して受診することはできません。医療機関や薬局で、公務災害・労災であることを告知した上で、組合員証を使用せずに受診してください。しかし、地方公務員災害補償法が適用される職員に限り、公務(通勤)災害と認定されるかどうか微妙な場合や、高額な医療費を負担しなければならない場合などに、共済組合の了解を得て組合員証を使用することができます(これらの場合以外には、安易に組合員証を使用しないでください。)

### 1 組合員証を使用するときは

短期給付担当へ連絡し、使用の了解を得てください。また、速やかに「共済組合員証使用届」(〔用紙No.事故2〕)および「同意書」(〔用紙No.事故3〕)を提出してください。医療費等については、所属所を通じて地方公務員災害補償基金へ公務(通勤)災害の認定請求を行ってください。

### 2 公務(通勤)災害と認定されたときは

速やかに「公務災害(または通勤災害)認定通知書」の写しを提出してください(「公務外の災害」または「通勤災害非該当の災害」と認定された場合も、認定通知書の写しを提出してください。)。また、医療機関にも認定結果を伝えて、地方公務員災害補償法に基づく療養補償の請求への切替を依頼してください。認定された傷病について、組合員証は使用できなくなります。

なお、公務災害(通勤災害)に認定されたにもかかわらず、組合員証の使用によって共済組合から給付金(高額療養費および一部負担金払戻金)を受けた場合は、全額を返還していただきます。